

【専門援助部門】

障害のある方などの相談

障害のある方やそのご家族など支援される方に、求人情報の提供、紹介や職業訓練に関する相談等を行っています（求人も職業訓練も障害者専用のもがあります）。

◎利用される主な方

- ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- ・統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む）又はてんかんのいずれかの医師の診断書等をお持ちの方
- ・発達障害や難病に係る医師の診断書をお持ちの方

相談内容により地域の障害者就業支援機関（阪神北障害者就業・生活支援センター 他）や兵庫障害者職業センター（神戸市灘区）を案内しています。

- ・阪神北障害者就業・生活支援センター

<http://www.itamisuginoko.or.jp/service/center>

- ・兵庫障害者職業センター

<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/hyogo/index.html>

◎その他参考情報

- ・兵庫障害者職業能力開発校（障害者向けの職業訓練）

<https://www.hyoushou.jp/>

- ・兵庫労働局 障害者雇用対策（障害者をめぐる最近の雇用対策）

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/shokugyou_shoukai/hourei_seido/81970.html

◎精神障害者雇用トータルサポーター（個別予約相談）について
精神障害のある方他を対象に臨床心理士・キャリアコンサルタントが
相談・サポートします。仕事や障害のことなど、お気軽にご相談くださ
い。

予約制:月曜日、水曜日、木曜日、金曜日

相談時間:1回50分

* 窓口かお電話（072-772-8618）でご予約ください。

障害者の雇用相談（求人者向け）

障害者の雇用を考えている場合、障害者専用求人を提出いただけます。
活用できる制度など窓口にてご相談ください。

◎障害者雇用のルール

・厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page10.html

外国人の方の相談

外国人の方の仕事の相談を行っています。相談は日本語で行います。
お越しの際は在留カードを確認します。

通訳の必要な外国人の方のみを対象として、相談を行っている下記
のような施設もあります。

・大阪外国人雇用サービスセンター

<https://jsite.mhlw.go.jp/osaka-foreigner>